

### 別表

#### 別表1 重度障害の定義

1. 重度障害とは、疾病または不慮の事故によって、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）別表第1（第14条、第15条、第18条の8関係）「障害等級表」の第1級、第2級および第3級の②、③、④のいずれかの身体障害の状態であると医師が診断したものをいいます。

なお、重度障害および後遺障害の等級の認定における身体障害とは、疾病または傷害が治癒したときに残存する器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な毀損状態をいいます。

※身体障害には、不慮の事故を直接の原因とする非器質性精神障害（PTSD等）を含みます。

2. 身体障害等級およびその内容

身体障害等級およびその内容は、下表のとおりです。

等級	障害の状態
第1級障害	<ul style="list-style-type: none"><li>①両眼が失明したもの</li><li>②そしゃく、および言語の機能を廃したもの</li><li>③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの</li><li>④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの</li><li>⑤削除</li><li>⑥両上肢を肘関節以上で失ったもの</li><li>⑦両上肢の用を全廃したもの</li><li>⑧両下肢を膝関節以上で失ったもの</li><li>⑨両下肢の用を全廃したもの</li></ul>
第2級障害	<ul style="list-style-type: none"><li>①1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの</li><li>②両眼の視力が0.02以下になったもの</li><li>②-2 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し随時介護を要するもの</li><li>②-3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随時介護をするもの</li><li>③両上肢を手関節以上で失ったもの</li><li>④両下肢を足関節以上で失ったもの</li></ul>
第3級障害	<ul style="list-style-type: none"><li>②そしゃくまたは言語の機能を廃したもの</li><li>③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの</li><li>④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの</li></ul>

## [備考]

視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ矯正視力について測定します。

※重度障害の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）に準じて行います。

※身体障害者手帳に記載されている障害の級別（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年4月6日厚生省令第15号）別表第5号（身体障害者障害程度等級表）による認定）とは異なる場合があります。

## 別表2 不慮の事故等の定義とその範囲

1. 不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したままその症状が増悪したときには、その軽微な外因となった事故は急激かつ偶然な外因による事故とみなしません。
2. 外因による事故の範囲は下記に定めるものをいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。

分類項目	分類番号
1. 交通事故	V01～V99
2. 不慮の損傷のその他の外因 ただし、次の各号に該当するものを除きます。 (1) 疾病により呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の「胃内容物の誤えんく嚥く吸引」(W78)、「気道閉塞を生じた食物の誤えんく嚥く吸引」(W79)および「気道閉塞を生じた他の物体の誤えんく嚥く吸引」(W80) (2) 「高圧、低圧および気圧の変化への曝露」(W94) (3) 「自然の過度の高温への曝露」(X30) (4) 「自然の過度の低温への曝露」(X31) (5) 「日光への曝露」(X32) (6) 疾病の診断や治療を目的とした「有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露」(X40～X49) (7) 「旅行および移動」(X51) (8) 「無重力環境への長期滞在」(X52) (9) 「食糧の不足」(X53) (10) 「水の不足」(X54) (11) 「詳細不明の欠乏状態」(X57)	W00～X58
3. 加害にもとづく傷害および死亡 ただし、「その他の虐待症候群」(Y07)に該当するものを除きます。	X85～Y09